

## 浦安市パートナーシップの宣誓制度の拡充（素案）概要

### 1. パートナーシップ宣誓制度の目的

人権が尊重され、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが地域の中で生き生きと暮らしともに支え合う社会を目指し、性自認や性的指向に係る性的マイノリティの自由な意思を尊重することから制度を創設しました。

この制度は、お二人のパートナーシップ宣誓に対し、宣誓したことを市が公的に証明し、宣誓書受領証を交付するものです。

### 2. 拡充の経緯

本市「パートナーシップ宣誓制度」創設後、他自治体では、パートナーの子供や親との家族関係を含めた「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の創設や、様々な事情により、婚姻の届出をしていない「事実婚」を加えた運用が増加傾向にあります。

このようなことから、これまでの性自認や性的指向に係る性的マイノリティである二人を対象にした「パートナーシップ宣誓制度」について、名称は変えずに、対象者の拡充や要件等を見直すこととしました。

### 3. 改正概要

#### (1) パートナーシップ制度対象者の拡充

- ① パートナーシップ宣誓者の未成年の子を宣誓書へ記載することができる。
- ② 「事実婚」を追加する。

#### (2) 宣誓対象者の要件の見直し

一方が市内に住所を有しない者であっても、パートナーシップ宣誓が可能とする。

#### (3) 他市との連携に関する規定の追加

他市との連携による手続の規定を設ける。

### (参考) パートナーシップの自治体間連携(千葉県内)

令和4年4月11日：千葉市、船橋市、松戸市の3市間で都市間連携を開始

令和5年7月11日：市川市、習志野市、柏市が加わり、6市で運用開始